

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

保険料率は2年ごとに見直しを行っています。令和4年度および令和5年度の保険料率は次のとおりです。

また、次の計算方法で算出された保険料は、所得の低い方および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、軽減制度があります。

なお、制度の見直しや政令・条例改正により、令和4年度から保険料の上限額についても見直しが行われています。

令和4年度・令和5年度 保険料の計算方法	
保険料＝均等割額＋所得割額 ※100円未満切捨て、上限額66万円	
均等割額 56,044円 (被保険者が等しく負担)	所得割額 (総所得金額等－基礎控除43万円) × 所得割率10.47% (被保険者が所得に応じて負担)

令和4年度・令和5年度 保険料の軽減									
均等割額の軽減	世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の所得額の合計</th> <th>均等割額の軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43万円＋「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」以下</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>43万円＋「28万5,000円×世帯の被保険者数」＋「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>43万円＋「52万円×世帯の被保険者数」＋「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合	43万円＋「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」以下	7割	43万円＋「28万5,000円×世帯の被保険者数」＋「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」以下	5割	43万円＋「52万円×世帯の被保険者数」＋「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」以下	2割
世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合								
43万円＋「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」以下	7割								
43万円＋「28万5,000円×世帯の被保険者数」＋「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」以下	5割								
43万円＋「52万円×世帯の被保険者数」＋「10万円×(年金・給与所得者の数－1)」以下	2割								
被用者保険の被扶養者であった場合の軽減	後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>均等割額の軽減割合</th> <th>所得割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>負担なし</td> </tr> </tbody> </table>	均等割額の軽減割合	所得割額	5割	負担なし				
均等割額の軽減割合	所得割額								
5割	負担なし								

保険料の納め方について

令和4年度の保険料が年金から差し引かれる方は、4月分から8月分までは仮に算定した保険料を納めていただきます。前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月以降の年金から納めていただきます。

また、4月分の年金から差し引かれていない方は、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、国保年金課（本館1階）にお問い合わせください。

入院したときの食事代などについて

同一世帯の全員が住民税非課税の方で、入院や高額な外来診療を受けるときに医療機関等の窓口でオンライン資格確認ができない方については、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、医療機関ごとに医療費および食事代の自己負担限度額が減額されます。認定証が必要な方は、国保年金課に申請してください。

また、認定証の適用区分が「区分Ⅱ」に該当する方の食事代は、過去1年間の入院日数が90日を超えると、再度申請いただくことで長期該当（さらに減額）となる場合がありますので国保年金課へ問い合わせください。

※申請日よりもさかのぼっての適用はできませんので、90日を超えた場合は速やかに申請してください。

●問い合わせ **徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課**
 ☎088-677-3666 FAX088-666-0105
国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

ひとりで悩まずに相談してください。
 とくしま自殺予防センター ☎088(602)8911 FAX088(652)2327 9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始除く)

令和4年度 吉野川市 オレンジのつどい 認知症の人と家族のつどい

本人や介護家族が集まって自由に話をしながら、情報交換や介護の相談、認知症に関する勉強などを行う場として開催しています。

本人、介護をしている家族の方、また、介護の経験がある方、ボランティアの方など、認知症について理解を深めたい方は気軽にご参加ください。

◆日程・場所

回数	日程	時間	場所
1回	令和4年 4月25日(月)	1) つどい 午後1時30分～3時30分 ・認知症、認知症予防に関する講話 ・情報交換、交流など	日本フネ市民プラザ 2階 多目的室(中)
2回	6月24日(金)		
3回	8月22日(月)		
4回	10月21日(金)		
5回	12月12日(月)		
6回	令和5年 2月17日(金)	2) 個別相談 午後3時30分より	

- ◆内容
- ①介護者同士の交流、認知症や介護に関する情報交換
 - ②認知症に関する講話、認知症の方へのリハビリ、コグニサイズ
 - ③個別相談
- アドバイザー：
- ・認知症の人と家族の会 徳島県支部 お世話人
 - ・鴨島病院作業療法士
- ◆対象となる方
- ①認知症の方
 - ②介護をしている家族の方
 - ③介護経験のある方
 - ④認知症に関心のある方
 - ⑤ボランティアの方
- ◆申し込み
- それぞれの日程の1週間前までに、地域包括支援センターへ申し込みください。

●問い合わせ
吉野川市地域包括支援センター
(吉野川市社会福祉協議会内)
 ☎22-2744・22-2745
 FAX22-2746

4月・5月・6月の助産師相談のお知らせ

子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産・子育てなどについて助産師による相談を実施しています。気軽に相談してください。予約制となっていますので、事前に日時をご連絡ください。

<対象者> 本市に住民票のある妊産婦および新生児や乳児の保護者

<日程>

月	日	曜日	時間
4月	14日	木	18時(月) 28日(木)
5月	12日	木	16日(月) 26日(木) 30日(月)
6月	6日	月	16日(木) 20日(月) 30日(木)

- ※日程は変更となる場合があります。
- <時間> ①9時 ②10時 ③11時 ④13時 ⑤14時 ⑥15時
- <実施場所> 子育て世代包括支援センター（市役所本館1階 健康推進課内）
- <内容> ○妊娠期の生活について ○出産や産後に向けての準備
 ○乳児の身体計測 ○授乳方法等の指導 など
- <費用> 無料

●問い合わせ・予約先 **子育て世代包括支援センター(健康推進課内)**
 ☎22-2268 FAX22-2245

「児童虐待かも?」と思ったら、迷わず児童相談所全国共通ダイヤル『189』へ連絡を!

